		協定等	一般特恵（Form A）	シンガポール協定	メキシコ協定	マレーシア協定	チリ協定	タイ協定	インドネシア協定	ブルネイ協定	フィリピン協定	アセアン包括的協定	スイス協定	ベトナム協定	インド協定	ペルー協定	オーストラリア協定		モンゴル協定
																	ACCI	AiG	
原産地基準		完全生産品	P	－	A	A	A	WO	A	A	A	WO	－	WO	A	（a）	WO		A
		原産材料のみから生産される産品	－	－	B	B	B	PE	B	B	B	PE	－	PE	B	（b）	PE		B
		品目別規則を満たす産品	W＋HS４桁	－	C	C	C	PS	C	C	C	①CTH又はRVC、又は ②RVC、CTC、SPのうち適切なもの	－	①CTH又はLVC、又は ②LVC、CTC、SPのうち適切なもの	B	（c）	PSR		C
		関税分類変更基準の特例産品	－	－	D	－	D	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		－
		繊維製品の特例	－	－	TPL	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		－
		記入欄	第８欄	－	第８欄(特恵基準)	第５欄(特恵基準)	第５欄(特恵基準)	第８欄(原産地基準)	第５欄（特恵基準）	第５欄（特恵基準）	第５欄（原産地基準）	第８欄（原産地基準）	－	第５欄（特恵基準）	第５欄（特恵基準）	第６欄（特恵基準）	第８欄（特恵基準）	特恵基準欄	第５欄（原産地基準）
その他の基準		記入事項	添付された証明書の番号(自国関与、アセアン５ヵ国累積)	－	ACU、DMI、FGM、IM、N/Aのいずれかを必ず記入	ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入		ACU、DMIを適用があった場合に記入	ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入	ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入		必要に応じ、ACU、DMIを追記	－	必要に応じ、ACU、DMI、IIMを追記	必要に応じ、DMI、ACU、FGMを追記	－	必要に応じ、 ①僅少の非原産材料や累積を適用する場合はその旨記載 ②「□De Minimis」「□Accumulation」へのチェック （レ）	必要に応じ、「□DE MINIMIS」「□ACCUMULATION」へのチェック （レ）	必要に応じ、ACU、DMIを追記
		記入欄	第４欄(公用欄)	－	第９欄(その他の事項)	第５欄(特恵基準)	第５欄(特恵基準)	第７欄(品名等)	第５欄（特恵基準）	第５欄（特恵基準）	第５欄（原産地基準）	第８欄（原産地基準）	－	第５欄（特恵基準）	第５欄（特恵基準）	－	①第８欄（特恵基準） ②第13欄（その他の明示）	最下欄	第５欄（原産地基準）
特殊な品名		記入事項	－	特別なルールによる品目別規則を満たす場合には、品名に加え、附属書ⅡＢで定められた説明を付す。	統一規則附属書２－Ｂに掲げる品目：同附属書に掲げる品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(いぐさ製品等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	熱帯果実ワイン及びタイの蒸留酒：所定の文（特定の品名及び製品証明書の番号）	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー、いぐさ製品等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目（えび調製品等）：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目（合成清酒又は料理用酒（みりん）等）：当該品名を記入 小バナナ：品種 熱帯果実ワイン：原料となった熱帯果実の品種名	品目別規則において特別な品名が定められている品目（合成清酒又は料理用酒（みりん）等）：当該品名を記入	一部のスイス特産ナチュラルチーズ及び一部のチーズ調製品：所定の申告文を記載	品目別規則において特別な品名が定められている品目（カレー、桐油及びその分別物等）：当該品名を記入	－	品目別規則の品名に特別の記載のある産品について当該品目別規則が適用される場合：当該特段の記載を記入 産品が梱包されていない場合：「IN BULK」	－		－
		記入欄	－	第１０欄（品名等）	第６欄(品名)	第４欄(品名等)	第４欄(品名等)	第７欄(品名等)	第４欄（品名等）	第４欄（品名等）	第４欄（品名等）	第７欄（品名等）	第８欄（品名等）	第４欄（品名等）	－	第５欄（品名等）	－		－
アセアン第三国産材料、IOTC登録船舶漁獲材料		記入事項	－	特別なルールによる品目別規則を満たす場合には、品名に加え、附属書ⅡＢで定められた説明を付す。	－	第16類、第18類～第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第19類又は第20類の産品：日本、マレーシア又はアセアン第三国において収穫等された材料名、国名 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	－	第1604.14号の産品：材料名、ＩＯＴＣに登録された船名、登録番号、登録国名 第７類、第16類、第18類～第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第61類、第62類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	－ 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	第４類、第11類、第16類～第20類又は第29類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 － 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	第16類の産品：材料名、ＩＯＴＣに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類又は第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	－	－	－ 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	－	－	－		－
		記入欄	－	第１０欄（品名等）	－	第４欄(品名等)	－	第７欄(品名等)	第４欄（品名等）	第４欄（品名等）	第４欄（品名等）	－	－	第４欄（品名等）	－	－	－		－
遡及発給		記入事項①	－	－	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	"ISSUED RETROACTIVELY"				"ISSUED RETROACTIVELY"		「□ Issued Retroactively」へのチェック （レ）	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	"ISSUED RETROACTIVELY"	「□ ISSUED RETROACTIVELY」へのチェック （レ）	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	「□ Issued Retroactively」へのチェック （レ）	「□ RETROSPECTIVE」へのチェック （レ）	"ISSUED RETROACTIVELY"
		記入欄①	－	－	第11欄(備考)	第８欄(備考)	第８欄(備考)	第４欄(公用欄)	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第13欄	第７欄（備考）	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第13欄（その他の明示）	最下欄	第８欄（備考） （記入欄が異なっていても可）
		記入事項②	－	－	－	－	船積みの日付(Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付)			船積みの日付(Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付)			－	船積みの日付(Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付)	船積みの日付(Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付)	船積みの日付(Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付)	船積みの日付（Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付）		船積みの日付(Ｂ／Ｌ又はＡＷＢの日付)
		記入欄②	－	－	－	－	第３欄(輸送の詳細)	第４欄(公用欄)	第８欄（備考）	第３欄（輸送の詳細）	第３欄（輸送の手段及び経路）	第３欄（輸送の手段及び経路）	－	第３欄（輸送の手段及び経路）	第３欄　輸送の詳細）	第４欄　輸送の詳細）	第３欄（輸送の手段及び経路）	Date of Shipment欄	第３欄　輸送の詳細）
		（参考）原則的な原産地証明書発給の時期	輸出の際	シンガポールから送り出した際	輸出のとき	船積みのときまで	船積みのときまで	船積みのときまで	船積みのとき又は船積日を含め３日以内まで	船積みのときまで	船積みの日の翌日まで	船積みのとき又は船積日を含め3日以内まで	船積みのときまで	船積みのとき又は船積日を含め3日以内まで	船積みのとき又は船積日を含め3日以内まで	船積みのときまで	船積みのときまで		船積みのときまで
紛失等の理由による「再発給」		「再発給」証明書の性格	－	－	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。			オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	①新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。 ②オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	①新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。 ②オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	－	再発給なし	—	新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。
		記入事項	"DUPLICATE"　"DUPLICATA" 等	"DUPLICATE" 又は "DUPLICATA"	"DUPLICATE"	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号		"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	①オリジナルの原産地証明書の発給日と番号 ②"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	①オリジナルの原産地証明書の発給日と番号 ②"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日及び番号	"DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER__DATED__"	－	「□ DUPLICATION OF ORIGINAL」へのチェック （レ）	オリジナルの原産地証明書の発給日と番号
		記入欄	記入欄の指定はない。	記入欄の指定はない。	第11欄(備考)	第８欄(備考)	第８欄(備考)	第４欄(公用欄)	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第12欄　証明）	第７欄(備考)	第８欄(備考)	第８欄(備考)	第９欄(備考)	－	最下欄	第８欄(備考)
修正		証明書の発給のやり直し	－	－	－	原則的には）原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。			誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	（原則的には）原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付けによる発給のやり直しが行われることとなる。		誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。		誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。
		証明書の修正	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	登録署名による承認	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	－	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認・機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印		権限者の署名による承認又は機関の証印
インボイスの番号及び日付け		原則	－	－	日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)					日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)							日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)		日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付 日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)
	発給時に第三国インボイスの番号が判明	記入事項①	－	－	第三国インボイスの番号	第三国インボイスの番号及び日付				第三国インボイスの番号及び日付							第三国のインボイス番号及び日付		第三国インボイスの番号及び日付
		記入欄①	－	－	第10欄(インボイス)	第７欄(インボイスの番号及び日付)	第７欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第10欄（インボイスの番号及び日付）	第10欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第８欄（インボイスの番号及び日付）	第10欄（インボイスの番号及び日付）	Invoice Number欄 及びDate of Invoice欄	第７欄（インボイスの番号及び日付）
		記入事項②	－	－	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「non-Party invoicing」及び当該インボイスの発行者の名称及び住所	当該インボイスの発行者の名称及び住所及び「□ Third Country invoicing」へのチェック （レ）	－	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	当該インボイスの発行者の名称及び住所及び「□ Third Country Invoicing」へのチェック （レ）	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「□ Subject of non-party invoice」へのチェック （レ）	「□ NON PARTY INVOICE」へのチェック （レ）	インボイスが 第三国で発行される旨
		記入欄②	－	－	第11欄(備考)	第８欄(備考)	第８欄(備考)	第１欄(輸出者)	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第７欄（品名等）及び第13欄	－	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第13欄（その他の明示）	最下欄	第８欄（備考）
	発給時に第三国インボイス番号が不明	記入事項①	－	－	【空欄】	【空欄】	【空欄】	輸出国(タイ)で発行されたインボイスの番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	【空欄】	輸出者のインボイス番号及び日付	－	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	—		輸出者のインボイス番号及び日付
		記入欄①	－	－	第10欄(インボイス)	第７欄(インボイスの番号及び日付)	第７欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第10欄（インボイスの番号及び日付）	－	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第７欄（インボイスの番号及び日付）	第８欄（インボイスの番号及び日付）	第10欄（インボイスの番号及び日付）	Invoice Number欄 及びDate of Invoice欄	第７欄（インボイスの番号及び日付）
		記入事項②	－	－	－	－	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所			インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所		インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所及び「□ Third Country invoicing」へのチェック （レ）	－	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	第三国インボイスの発行者の名称及び住所及び「□ Third Country Invoicing」へのチェック （レ）	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「□ Subject of non-party invoice」へのチェック （レ）	「□ NON PARTY INVOICE」へのチェック （レ）	インボイスが 第三国で発行される旨
		記入欄②	－	－	－	－	第８欄(備考)	第１欄(輸出者)	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第７欄（品名等）及び第13欄	－	第８欄（備考）	第８欄（備考）	第９欄（備考）	第13欄（その他の明示）	最下欄	第８欄（備考）
		取扱い	－	－	誓約書等の関係が分かるような書類の提出			関係がわかるような書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	誓約書等の関係が分かるような書類の提出	取引がわかる関係書類の提出					取引がわかる関係書類の提出		取引がわかる関係書類の提出
連続する原産地証明書		記入事項	－	－	－	－	－	－	－	－	－	「□ Back to Back CO」へのチェック（レ）	－	－	－	－	－		－
		記入欄	－	－	－	－	－	－	－	－	－	第13欄	－	－	－	－	－		－